

議案第48号

岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和5年6月1日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年岩倉市条例第31号）の一部を次のように改正する。
第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。